

職員研修に関する内規

制定 平成 15 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

第 1 条 この内規は、公益財団法人農民教育協会（以下、「法人」という。）及び鯉淵学園農業栄養専門学校（以下、「本校」という。）に勤務する教職員（職制第 5 条における職員及び第 7 条における嘱託教職員）を対象とした研修について定める。

第 2 条 この内規で定める研修は、次の通りとする。

- (1) 教職員研修（新任者研修・資質向上研修）
- (2) 教育力向上研修

第 2 章 教職員研修

第 3 条 新任教職員（嘱託教職員を含む。）に対し、採用時から 1 か月以内に「新任者研修」を行う。研修の内容は、次に示す通り。指導担当は、総務部・学務部とする。

- (1) 諸規程および組織などの服務に関する事項
- (2) 教育業務に関する事項
- (3) 新任者が知るべき業務諸般についての事項

⑦ 研修

第 4 条 教職員の個別資質の向上については、次に示す通り行う。

- (1) 個別の専門分野に関する資質向上は自己研鑽を基本とし、職能と学識のレベルアップを図るものとする。
- (2) 学位、専門技術員、技術士（補）、管理栄養士、その他、部門に応じた資格取得を奨励する。受験資格者に対して、法人及び教授会は資格取得のため研修等の便宜を図る。
- (3) 業務において修得すべき技術・情報や新たな課題に対処するための技能を修得できる学外研修の機会がある場合は、法人及び教授会はその便宜を図り、職員を派遣する。

第 3 章 教育力向上研修

第 5 条 本校において実践的かつ専門的な職業教育を実施するため、教職員の知識技能など能力開発に関して教育力向上研修を行う。

第 6 条 教育力向上研修を効果的に実施するため、研修委員会を置く。研修委員会は、3 名以上の委員により構成され、委員の任期は 1 年とし、毎年度学園長が決定する。

第 7 条 委員長は委員の中から毎年度学園長が決定する。

第 8 条 教育力向上研修は、次の通りとする。

- (1) 専攻分野における実務に関するもの
- (2) 指導力の習得・向上に関するもの

第9条 前条第1項、第2項の研修は、年1回以上実施する。

第10条 委員会は、その設置目的を達するため、以下の活動を推進する取り組みを行う。

- (1) 企業等と連携した各種研修・セミナー等の開催
- (2) 企業等からの講師の招聘
- (3) 外部団体主催の研修への参加
- (4) その他

第11条 具体的な活動については、委員会で検討・作成し、別に作成された計画に基づき行う。

附 則

- 1 この内規は、必要に応じて定期的に見直すことができる。
- 2 この内規は、平成15年4月1日から施行する。
- 3 この内規は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この内規は、令和元年10月1日から施行する。